

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する一部公開の決定（令和4年6月7日付け岐阜市教委学安第128号の2。以下「本件処分」という。）のうち、別表第1及び別表第2に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分为非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び反論書並びに口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和4年5月24日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し実施機関が「一部公開する」とした決定を取り消し、「公開する」との決定をするよう求める。

2 審査請求の理由の要旨

- (1) 示談の内容は、交渉経緯も含めて、議会で議決した事項につながるから、公開すべきである。
- (2) 本件は、他に類を見ない「いじめの重大事態の案件」である。第三者委員会での調査名は「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」（以下「報告書」という。）とされており、「いじめの重大事態」という表現が題名の中に入っているため、岐阜市も重大さを認識している。
- (3) 報告書で「いじめが自死の原因である」と認める一方で、「死亡見舞金の支払請求について」（本件処分により公開された公文書）の「●●●●転落、」と記載している部分は、報告書の内容と大きくかけ離れている。
- (4) 保険加入の際には事前説明の義務があるから、死亡の場合の最高金額も説明されているはずである。そうすると、質問事項に対する回答文書があるはずで、その開示を求める。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支払請求に係る照会について、「災害発生場所」「災害発生の場合」「災害発生の日時」「原因の具体的な内容」の箇所が、個人情報保護法の観点から大きく逸脱した解釈により開示されていない。
- (6) いじめの原因を究明し、再発防止につなげる必要があるが、根本原因が究明されておらず、全面解決に至っていない。その為、憲法で保障されている知る権利との関係で、一部非公開とした本件処分は違法である。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

- (1) 本件処分の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、令和元年7月に岐阜市立中学校に在籍する3年生の生徒（以下「本件生徒」という。）がいじめを主要因として自死した事案に関連する文書で、遺族に対する死亡見舞金の給付手続に関する次の文書である。審査請求人の知りたい内容が「いじめ示談の件の3千万円が支払われるに至った経緯と手続」であったことから、次の①～⑧の文書を該当文書として特定した。
- ① 令和2年3月3日付け決裁「死亡見舞金の支払請求について」
 - ② 令和2年4月1日付け「災害共済給付請求に係る実地調査について」
 - ③ 令和2年4月27日付け「災害共済給付金の支払請求に係る照会について」
 - ④ 令和2年5月7日付け「災害共済給付金の支払請求に係る事務処理について」
 - ⑤ 令和2年6月4日付け「事件調査報告書等の提出について」
 - ⑥ 令和2年8月13日付け決裁「災害共済給付金の支払いについて」
 - ⑦ 令和2年8月17日付け決裁「日本スポーツ振興センター死亡見舞金の支払いについて」
 - ⑧ 令和2年9月2日付け決裁「災害共済給付金の支払状況調査について」
- (2) 本件公開請求に対しては、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定に従い、次のとおり判断し、アからウまでの情報を非公開とすることを決定した。
- ア 本件対象公文書①～⑧で非公開とした個人の氏名、年齢、住所等、学校を特定され得る情報、死亡までの経緯に係る情報、災害発生の状況、経過等に関する情報、いじめの詳細に関する情報等は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。
- イ 本件対象公文書①で非公開とした医療機関の印影は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該個人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものである。
- ウ 本件対象公文書⑤で非公開とした警察による生徒への聴取の時間及び方法は、警察による捜査に関する情報で、当該情報を公開することにより警察との協力関係が損なわれる等、市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものである。
- (3) なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の議決事項（和解）に関し、同法その他の法令において議案に記載する内容についての定めはない。

- (4) また、提案する議案について説明責任を果たすため、必要最小限で個人情報提供を考慮することは考えられるが、これをもって必ずしも一律に公開することを容認するものではないし、本市においてこれに関する決め事はない。
- (5) 本件和解に係る議会の審議においては、本件対象公文書は議会に提出しておらず、本件処分において非公開とした部分の情報についても提供してはいない。

第4 当審査会の判断

- 1 本件対象公文書については、審査請求人及び実施機関の主張の間に争いはなく、第3の2の(1)に記載した①～⑧の公文書が本件対象公文書である。

本件対象公文書中、実施機関が非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）については、岐阜市情報公開条例第6条第1項各号の該当性について両者の主張に争いがあるため、以下検討する。

- 2 本件非公開部分について

- (1) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号の該当性

ア 実施機関は、本件対象公文書①～⑧中の次の情報が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当するものとして、本件処分を行っている。

(ア) 個人の氏名、年齢、ID、住所、電話番号、所属クラス、生年月日、印影

(イ) 学校名、所在地その他学校を特定され得る情報、診療報酬請求点数、医療機関の所在地、名称その他医療機関が特定され得る情報、本件生徒の死亡の原因、傷病名、死亡した時間、死亡した場所その他死亡までの経緯に係る情報、災害発生日時、発生場所、負傷部位その他災害発生の状況、経過等に関する情報、原因発生の時期その他いじめの詳細に関する情報、本件生徒の学校外の生活に関する情報、既往症の有無の情報、本件生徒の葬儀その他経緯に関する情報、死亡見舞金の振込先口座に関する情報、個人（他の生徒）へのカウンセリングに関する情報

(ウ) 死亡見舞金の支払日

イ 同号では、実施機関は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの（以下「個人識別情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができるとされている。

ウ まず、同号でいう「個人」には死者も含まれると解される。なぜなら、岐阜市情報公開条例は文言上、「個人」を生存する個人に限定していないし、死者であっても同号によって保護されるべき利益の存在は認められるからである。この点、岐阜市の「情報公開事務の手引」においても、死者が同号によって保護される余地が認められている。

エ また、同号でいう「個人に関する情報」は、氏名のように、それ自

体で個人の識別が可能な情報のほか、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報も含むと解される。

オ 以上を踏まえて、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件非公開部分には、上記アの(ア)の情報のようにそれ自体で個人の識別が可能な情報のほか、同(イ)の情報のように、本件学校の関係者が保有する情報等と照合されれば、特定の個人を識別することが可能な情報が含まれていた。

カ そして、同(イ)の情報については、極めて個人的な事柄に属する情報で、個人の人格に密接に結びつく情報であることから、通常、他人に知られたくない情報に該当するといえる。

キ よって、同(ア)及び(イ)の情報が記載された部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ク 他方で、同(ウ)の情報のように、本件非公開部分には特定の個人を識別するには至らず、また、個人の人格に密接に結びつくものでもない情報も含まれていた（別表第1）。これらの情報については、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切でない。

ケ なお、本件非公開部分には、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報であるものの、本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報がある。同じ情報でありながら、一方は公開し、他方は公開しないという取扱いに合理的な理由が見い出せない場合には、当該非公開情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報として捉え（岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号ア）、公開の対象になる情報として捉えることができると解される。

このような理解を前提にして、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書①～⑧中、別表第2に列挙した部分の情報は、「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」などで既に公開されている情報であった。

よって、別表第2に列挙した部分の情報については、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切ではなく、また、その他の非開示事由にも該当しないので、公開すべきである。

(2) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号の該当性

ア 実施機関は、本件対象公文書①中の医療機関の印影に関する部分が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号に該当するものとして、本件処分を行っている。

イ 同号では、実施機関は、法人その他の団体に関する情報で、公開することにより、「事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」は、公開を拒むことができるとしている。

ウ 本件対象公文書①中の医療機関の印影は、医療機関が業務の遂行上使用する印影であって、文書が当該医療機関によりその業務上真正に

作成されたことを認証する意義を有するものであり、「法人その他の団体に関する情報」に該当するものである。

エ そして、これが広く公開されると、これを用いて文書が偽造される等により、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれが客観的に認められるというべきである。

オ よって、医療機関の印影が記載された部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イの該当性

ア 実施機関は、本件対象公文書⑤中の警察による生徒への聴取の時間及び方法の情報が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当するものとして、本件処分を行っている。

イ 同号イでは、実施機関は、「市政執行に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」は、公開を拒むことができるとしており、これには、国や県等との協力関係を損なう情報も該当するものと解される。

ウ 当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件非公開部分には、警察による聴取が、誰を対象に、どの程度の時間、どのような方法により行われたのかが具体的に記載されており、いずれも警察の捜査の内容を示す情報であると認められた。

エ このような情報は、警察の捜査手法や対応方針等が推測され、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであり、通常、警察においてもこのような情報を公にはしていない。

オ そうすると、実施機関がかかる情報を公開した場合、警察の犯罪捜査に支障を生じさせることになれば、警察との協力関係を損なうことは明らかである。

カ よって、本件対象公文書⑤中の警察による生徒への聴取の時間及び方法の情報については岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当し、非公開とすることが妥当である。

3 結論

(1) 上記の理由により、第1のとおり判断する。

(2) なお、本件非公開部分については、公文書公開請求決定通知書の「公開しない部分」に記載されたもののうち、どれに該当するのか判然としないものがあった。

実施機関においては、今後、公文書の公開請求者に対し、当該公開請求について一部公開の決定をする場合は、公文書公開請求決定通知書に、いかなる理由により当該決定をしたのか、具体的な理由を記載することはもとより、非公開とした部分のうち、どの部分についての理由であるかが分かるようにすることを要望する（岐阜市情報公開条例第8条第2項、岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）第8条第1項及び第2

項)。

別表第1

特定の個人を識別するには至らない情報

本件対象公文書	ページ	該当部分
① 令和2年3月3日 付け決裁「死亡 見舞金の支払請 求について」	7	「(9) 本人に対する指導及び学校のとった 措置」の13行目の4文字目から12文字目まで
② 令和2年4月1日 付け「災害共済 給付請求に係る 実地調査につい て」	6	「6.その他参考となる事項」の21行目の2文 字目から9文字目まで
		「6.その他参考となる事項」の22行目の9文 字目及び10文字目
⑤ 令和2年6月4日 付け「事件調査 報告書等の提出 について」	2	「傷病名及び傷病から死亡までの経過」の2 行目の25文字目から33文字目まで
⑥ 令和2年8月13 日付け決裁「災 害共済給付金の 支払いについ て」	2	4行目の9文字目から13文字目まで
		4行目の15文字目
⑦ 令和2年8月17 日付け決裁「日 本スポーツ振興 センター死亡見 舞金の支払いに ついて」	6	22行目の5文字目から9文字目まで
		22行目の11文字目
	7	23行目の5文字目から9文字目まで 23行目の11文字目
11	「傷病名及び傷病から死亡までの経過」の2 行目の24文字目から32文字目まで	
⑧ 令和2年9月2日 付け決裁「災害 共済給付金の支 払状況調査につ いて」	5	6行目の5文字目
		6行目の7文字目及び8文字目

別表第2

既に公開されている情報

該当文書	ページ	該当部分
② 令和2年4月1日 付け「災害共済 給付請求に係る 実地調査につい て」	5	「3.災害発生時の学校の管理体制」の10行目の2文字目から5文字目まで
		「3.災害発生時の学校の管理体制」の12行目の2文字目から5文字目まで
		「5.災害発生後の改善事項及び児童生徒等への指導」の4行目の2文字目から5文字目まで
		「5.災害発生後の改善事項及び児童生徒等への指導」の5行目の10文字目及び11文字目
	6	「6.その他参考となる事項」の16行目の9文字目から23文字目まで
⑤ 令和2年6月4日 付け「事件調査 報告書等の提出 について」	5	「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の2行目行頭から11文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の4行目行頭から23文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の5行目行頭から5文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の6行目行頭から10文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の7行目行頭から13文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の8行目行頭から4文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の9行目行頭から4文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の10行目行頭から16文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の11行目行頭から16文字目まで
		「2「1」でのチェックした原因の具体的内容」の14行目の4文字目
		「3 学校外的生活等において特に事件の原因となるような問題はなかった。」の「◆「問題があった。」「その他」の場合その詳細」の2行目の7文字目から13文字目まで及び17文字目から21文字目まで
	6	2行目の3文字目から7文字目まで

第5 審査会までの審査経緯等

令和4年	5月24日	公文書公開請求
	6月7日	実施機関による一部公開決定
	6月14日	審査請求
	7月22日	実施機関による弁明及び証拠書類の提出
	8月8日	審査請求人による反論
	8月29日	実施機関による再弁明
	11月9日	審査会への諮問
	12月19日	審査会の審議
5年	1月30日	審査会の審議
	3月6日	審査会の審議
	4月17日	審査会の審議及び答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土田伸也
委員	寺本和佳子
	野中準二
	三谷晋一
	南圭一